3R活動推進フォーラム 規約

平成１８年　５月３１日　総会決定
平成１９年　５月２２日　一部改正
平成２１年　５月１２日　一部改正
平成２２年　４月２８日　一部改正
平成２６年　５月２３日　一部改正
平成２９年　５月２２日　一部改正

第１章　総　　則

（名称）
第１条　本団体は、３Ｒ活動推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。
（所在地）
第２条　フォーラムは、事務所を東京都内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　フォーラムは、国民、事業者、行政、研究機関等が一体となって発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の３Ｒによる循環型社会づくりを推進することを目的とする。
（事　業）
第４条　フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) ３Ｒに関する研鑽・啓発
(2) ３Ｒに関する先進的事業の実施・支援
(3) ３Ｒに関する調査研究の実施・支援
(4) ３Ｒに関する国内外の情報の収集、提供
(5) 前４項に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第３章　会　　員

（会員）
第５条　フォーラムの会員は、フォーラムの目的に賛同して入会した団体をもって構成する。
（入会）
第６条　フォーラムの会員になろうとする団体は、フォーラムの趣旨に賛同し、入会申込書の提出をもって会員とする。
（負担金）
第７条　会員は、総会において別に定めるところにより、負担金を納入しなければならない。
２　自治体会員は負担金を免除する。
（退会）
第８条　会員がフォーラムを退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

第４章　組織及び運営

（役員）
第９条　フォーラムに、次の役員を置く。
理事　　３０名以内
監事　　２名
２　理事及び監事は総会において選任する。

３　理事のうち１名を会長、５名以内を副会長とし、それぞれ総会において選出する。
４　会長は、フォーラムを代表し、会務を総括する。
５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
６　理事のうち、１名を専任理事とし、総会において選出する。
７　専任理事は、事務局を総括する。
８　監事は、フォーラムの会計を監査する。
９　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（顧問）

第１０条　本会に顧問（若干名）をおくことができる。顧問は理事会の承認を得て会長が指名する。顧問の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　顧問は、会長の求めに応じて本会の運営に関して助言をする。

（総会及び理事会）

第１１条　フォーラムの議決機関として、総会及び理事会を置く。

２　総会は会長が招集し、役員の任免、事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認、その他理事会が必要と認めた事項を審議し、議決する。

３　理事会は、会長が招集し、総会に付議すべき事項のほか、フォーラムの運営に関する重要な事項を議決する。

（企画・運営委員会）

第１２条　フォーラムの組織、制度、事業計画について審議するため、企画・運営委員会を設置することができる。

２　企画・運営委員会の運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

（事業計画及び予算）

第１３条　フォーラムの事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。ただし、次の総会までの期間に係る事務局運営費については、総会において事後承認することができる。

（事業報告及び決算）

第１４条　フォーラムの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、３ケ月以内に会長が事業報告書、収支決算書として作成し、監事の監査を経て理事会及び総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第１５条　フォーラムの会計年度は１年とし、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事務局）

第１６条　フォーラムの事務を処理するため、事務局を（公財）廃棄物・３Ｒ研究財団に置く。

２　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第５章　雑　　則

（委任）

第１７条　この規約の施行について必要な事項については、理事会の決定するところによる。

附　　則

この規約は、平成１８年５月３１日から施行する。
この規約の一部改正は、平成１９年５月２２日から施行する。
この規約の一部改正は、平成２１年５月１２日から施行する。

この規約の一部改正は、平成２２年４月２８日から施行する。
この規約の一部改正は、平成２６年５月２３日から施行する。
この規約の一部改正は、平成２９年５月２２日から施行する。